

舞 鶴 総 第 218 号  
令 和 4 年 3 月 3 日

舞鶴市議会議長  
山 本 治兵衛 様

舞鶴市長 多々見 良 三  
(公 印 省 略)

議会の委任による専決処分について  
(報告)

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告します。

記

専 決 処 分 書

専決第 1 号

損害賠償の額を定める専決処分について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり損害賠償の額を定めることについて専決処分する。

令和 4 年 2 月 28 日

舞鶴市長 多々見 良 三

1 損害賠償の額

242,600 円

2 事件の概要

市の管理瑕疵により、市営住宅敷地内の腐食していた樹木の幹が折れ、駐車中の相手方自動車に衝突し、車両が損傷した。

3 発生日月日

令和 3 年 12 月 26 日

#### 4 発生場所

舞鶴市字行永地内

市営住宅大迫団地